省　令

○農林水産省令第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「農地・水保全管理支払交付金」を「農地・水保全管理支払交付金　特殊自然災害対策整備交付金」に、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助　農業競争力強化基盤整備事業費補助」に、「林業・木材産業改善資金造成費補助」を「林業・木材産業改善資金造成費補助　森林整備加速化・林業再生事業費　森林整備加速化・林業再生整備費補助金」に、「水産物加工・流通等対策事業費補助金」を「水産物加工・流通等対策事業費補助金　水産物加工・流通等対策整備費補助金」に、「水産業共同利用施設復旧整備費補助金」を「水産業共同利用施設復旧整備費補助金　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。